

(補足説明)

< 法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況 >

当社は、店頭売買有価証券の発行者である 社の主幹事であり、名古屋企業金融部マネージャー（以下「当該使用人」とする。）が 社を担当している。

当該使用人等は、遅くとも平成 16 年 1 月中旬には、その業務に関して 社の経営企画室長から株式分割の公表日等に関する法人関係情報を取得したものの、当該情報を売買審査室に報告していないことから、売買審査室において当該情報の管理に係る適切な措置を講じていない。

なお、当該情報は、情報の内容が「株式の分割」であり、証券取引法第 166 条第 2 項第 1 号において重要事実として列挙されている事項であること、当該情報が未公表であること、当社の当該使用人が当該情報入手した経緯や内容等から見て、「上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの」であることから、法人関係情報と認定した。

また、当該使用人は、その業務に関して、 社から取得した当該情報及び当社が保有していた店頭売買有価証券の発行者である 社の株式分割の公表日等に関する法人関係情報を平成 16 年 1 月 27 日に飯田証券株式会社の取締役営業部長に漏洩し、飯田証券株式会社において法人関係情報を提供した勧誘等の不公正取引が行われるおそれがある状態を作りだしている。

このように、当社の法人関係情報の管理の状況が不十分であることから、「証券会社が取得した法人関係情報の管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でない」と認められる状況」に該当する業務を営む行為に該当すると認定した。

< 外務員の職務に関して著しく不適当な行為 >

当該使用人が、 社及び 社の法人関係情報を飯田証券株式会社の取締役営業部長に漏洩した行為は、日本証券業協会の証券従業員に関する規則（公正慣習規則第 8 号）第 9 条第 3 項第 18 号に規定する「職務上知り得た秘密を漏洩すること」に該当するとともに、その内容等から判断すると、証券取引法第 64 条の 5 第 1 項第 2 号に規定する「外務員の職務に関して著しく不適当な行為」に該当すると認定した。